

「トライオートインターネット取引 契約約款」の一部改正について

下線部変更

(平成26年10月13日)

現 行	変 更 後
第1条～第2条 (省 略)	第1条～第2条 (現行どおり)
<p>第3条 (定 義)</p> <p>本取引は、説明書にしたがって甲と乙とが相対で行う店頭外国為替証拠金取引をいい、甲は自動売買（甲の設定を基に自動的に行う売買。以下「オートパイロット注文」という）および手動売買（甲が甲の裁量で行う売買）を選択して取引できるものとする。<u>なお、手動売買は決済の成行注文のみ取引できるものとする。</u></p>	<p>第3条 (定 義)</p> <p>本取引は、説明書にしたがって甲と乙とが相対で行う店頭外国為替証拠金取引をいい、甲は自動売買（甲の設定を基に自動的に行う売買。以下「オートパイロット注文」という）および手動売買（甲が甲の裁量で行う売買）を選択して取引できるものとする。</p>
第4条～第8条 (省 略)	第4条～第8条 (現行どおり)
<p>第9条 (注 文)</p> <p>(省 略)</p> <p>(1)～(6) (省 略)</p> <p>※第2号および第3号については、オートパイロット注文作成時における甲の設定を基にシステムが自動的に指示するものとする。</p> <p>※第5号については、オートパイロット注文作成時の売買方針が「上昇」「下降」時に最初の新規注文を甲が指定するが、その後のオートパイロット注文は、注文設定時の甲の設定を基にシステムが自動的に指示するものとする。</p> <p>売買方針が「レンジ」の場合は、オートパイロット注文作成時における甲の設定を基にシステムが自動的に指示するものとする。</p> <p>※第6号については、オートパイロット注文作成時の売買方針が「上昇」「下降」の場合、最初の新規注文の価格を甲が指定し、その後のオートパイロット注文については、甲の価格設定を基にシステムが自動的に指示するものとする。</p> <p>オートパイロット注文作成時の売買方針が「レンジ」の場合、新規注文の価格は甲が指定するが、決済注文については、甲の価格設定を基にシステムが自動的に指示するものとする。</p> <p>オートパイロット注文の指値注文は、直前の注文の約定価格に甲の価格設定を加味した価格、逆指値注文で発注する場合は、直前の約定価格</p>	<p>第9条 (注 文)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(1)～(6) (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p>

現 行	変 更 後
<p>に甲の価格設定と発注時のスプレッドを加味した価格をシステムが自動的に指定するものとする。</p> <p>2～5 (省 略) (以下省略)</p> <p style="text-align: right;">以 上 <u>平成26年9月29日</u></p>	<p>2～5 (現行どおり) (以下現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">以 上 <u>平成26年10月13日</u></p>